

令和8年度「神戸市環境局公用車 自動車任意保険加入契約」に係る見積合せ公募要領（案）

令和8年度「神戸市環境局公用車 自動車任意保険加入契約」に係る見積合せについては、関係法令に定めるもののほか、この公募要領によるものとする。

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 令和8年度 神戸市環境局公用車 自動車任意保険加入契約
- (2) 契約の目的 神戸市環境局公用車の運行に起因する自動車事故に伴う賠償責任を担保するため。
- (3) 保険契約期間 令和8年5月1日～令和9年3月31日
- (4) 保険対象車両及び保険内容

① 保険対象車両 427台（予定）

神戸市環境局が所有、又はリースする公用車とする。

| | |
|--------|------|
| 自貨2下 | 176台 |
| 自貨2超 | 6台 |
| 普ダンプ2下 | 34台 |
| 自軽四貨 | 151台 |
| 特その他 | 8台 |
| 自小貨 | 12台 |
| 自小乗 | 8台 |
| 自普乗 | 9台 |
| 自軽乗 | 23台 |
| 合計 | 427台 |

※「保険対象車両一覧」は、別紙添付のとおり

② 賠償保険の担保内容

ア 対人賠償責任：最高限度額 被害者1名につき3千万円（免責額なし）

イ 対物賠償責任：最高限度額 1事故につき 1千万円（免責額なし）

③ 特約条件等

ア 対人事故・対物事故ともに示談交渉サービス付きとする。

イ その他の条件並びに詳細は、別途仕様書による。

2 担当部署

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局業務課
電 話 078-595-6141
FAX 078-595-6246
e-mail kankyogyomu@city.kobe.lg.jp

3 応募条件

以下の(1)から(8)の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 神戸市契約規則第3条第1項及び第2項各号に該当する者でないこと。

「一般競争入札」とある事項については、「令和8年度 神戸市環境局公用車 自動車任意保険加入契約に係る見積合せ」と読み替える。

※ 「神戸市契約規則」はインターネットで神戸市ホームページから、
トップページ内の「事業者の方へ」>「入札・事業者募集」内の「入札（工事請負、物品調達等）」>「入札情報」内の「契約・入札制度」の「各種規程等」>「各種規程（共通）」内に pdf ファイルが掲載されているので確認するものとする。

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010036144/index.html>

(2) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合を含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

※ 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」も神戸市ホームページから、
トップページ内の「事業者の方へ」>「入札・事業者募集」内の「入札（工事請負、物品調達等）」>「入札情報」内の「契約・入札制度」の「各種規程等」>「各種規程（共通）」内に pdf ファイルが掲載されているので確認するものとする。

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010036144/index.html>

(3) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第5項の規定により損害保険業免許を受けている者であること。

(4) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の27に規定する信用格付業者のいずれかによりA等級以上の格付（長期債、発行体、保険財務力等）を得ていること。

(5) 神戸市内に営業拠点及び事故処理対応拠点を有すること。

(注) 代理店が応募する場合、(3)、(4)及び(5)の事故処理対応拠点に関する部分は、当該代理店が本件の事故処理を任せる保険会社が条件を満たせばよい。また、(5)の営業拠点に関する部分については、代理店が条件を満たせばよい。

事故処理対応拠点の営業時間外は市外での対応も可能とするが、対応状況を事故処理対応拠点に十分に引き継がなければならない。

(6) 見積合せの参加者である保険会社が、別の参加者である代理店等の見積の積算を行うことはできない。

(7) 見積合せに先立ち担当部署が必要に応じて実施する保険契約の内容等に関するヒアリングに参加するものとする。

(8) 契約時に以下の書類が提出できること。

国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないことの証明書類。

4 見積合せの参加申請

(1) 「3 応募条件」を満たすことを前提に、本件見積合せに参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、以下に掲げる書類の提出を要する。

なお、代理店が申請する場合、イ、エ及びカの事故処理対応拠点に関する資料については、担当保険会社に関する資料を添付すること。カの営業拠点に関する資料については、当該代理店に関する資料を添付すること。キの誓約書は、担当保険会社及び代理店双方の誓約書を添付すること。

ア 令和8年度「神戸市環境局公用車自動車任意保険加入契約」に係る見積合せ参加申請書。

イ 3(3)の損害保険業免許を受けている者であることがわかる資料。

ウ 代理店については、担当保険会社との関係がわかる契約書や証明書等の資料。

エ 3(4)の格付けを確認することができる資料。

オ 保険会社が指定する約款。

カ 神戸市内に、営業拠点及び事故処理対応拠点を有することを確認できる資料。

キ 暴力団関係者排除に係る誓約書。

- (2) 申請者は、(3)の提出期限・時間内に提出場所へ申請書類を持参するものとする。
- (3) 提出期限・時間及び提出場所
 - ① 提出期限・時間
令和8年4月6日(月)までの神戸市の閉庁日を除く毎日9時から16時まで。
 - ② 提出場所
〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局業務課
電 話 078-595-6141
F A X 078-595-6246
e-mail kankyogyomu@city.kobe.lg.jp
- (4) 書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。

5 質疑応答

- (1) 申請者は、見積書の提出や仕様書その他について質疑があれば、後日配付する「質疑回答書」を(2)の提出期限・時間内に提出場所へ到達するよう提出するものとする。
なお、提出方法は持参、郵送、FAX、e-mailのいずれでもかまわない。
- (2) 提出期限・時間及び提出場所
 - ① 提出期限・時間
令和8年4月6日(月)までの神戸市の閉庁日を除く毎日9時から16時まで(必着)。
 - ② 提出場所
〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局業務課
電 話 078-595-6141
F A X 078-595-6246
e-mail kankyogyomu@city.kobe.lg.jp
- (3) 書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 回答は、申請者すべてに対し、文書で通知する(令和8年4月9日(水)発送予定)。
- (6) 質問に対する回答は、公募要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申請書類の審査、審査の結果通知等

- (1) 見積合せの参加申請として提出された書類の不備の有無について、随時に審査を行う。
- (2) 審査をすすめるにあたり、申請者に対して必要な場合はヒアリングを行い、約款の詳細について確認する場合がある。
- (3) 審査の結果は、文書で通知する(令和8年4月9日(木)発送予定)。

7 見積合せの提出期限及び場所

- (1) 日 時 令和8年4月14日(火)午前10時30分まで
- (2) 提出場所
〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局業務課
電 話 078-595-6141
F A X 078-595-6246

8 見積合せ方法等

- (1) 見積合せは、実施の日時までに提出場所へ持参または郵送して行う。(立ち会う必要なし)
- (2) 郵送による見積書の提出については、見積書を件名記載の封書に入れ封緘し、さらに別の封筒に入れ、封筒の表に「見積書在中」と朱書し、書留郵便で送付すること。
- (3) 公告に定める日時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
- (4) 見積合せは、担当部署が交付する「見積書」様式を用いること。
- (5) 見積書には代表者の記名及び押印を必要とするものとする。
- (6) 見積書の提出を代理人に委任する場合は、代表者印又は委任者印を押印した委任状を提出するものとする。
- (7) 見積金額は保険対象車両に対する自動車保険料を設定し、総額（税込）を記載するものとする。
- (8) 見積金額の記入にはアラビア数字を使用するものとする。

9 見積の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき、その見積は無効とする。「入札」とある事項については、「見積」と読み替える。
- (2) 無効とした見積書は、返却しないものとする。

10 見積合せの辞退

- (1) 一度提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。
- (2) 見積合せ執行前の辞退は、見積合せ参加辞退届を提出場所に直接持参し、又は見積合せの前日までに提出場所へ到達するものに限り郵便等により提出できるものとする。
- (3) 提出場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局業務課
電 話 078-595-6141
FAX 078-595-6246
e-mail kankyogyomu@city.kobe.lg.jp

11 落札者の決定

- (1) 予定価格を下回る最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。ただし、複数の者が最低価格を提示した場合は、後日当事者立会いの下、くじ引きの方法により落札者を決定する。
- (2) 予定価格を下回る見積書の提出がなかった場合は、改めて見積書の提出日程を設定した上で、再見積合せを行う。再見積合せを行っても、予定価格を下回る見積書の提出がなかった場合は、再見積合せで金額の低かった者から順番に金額交渉を行い落札者を決定することがある。